

## ひおきマルシェ出店取扱要領

この度は、ひおきマルシェ出店をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。出店につきましては、以下の内容をよくご確認の上、出店申込みをお願いします。

① 出店手数料について

⇒ 会場設営経費などを踏まえて、出店手数料を設定しています。  
詳細は、第7条（出店手数料）をご確認下さい。

② 出店場所について

⇒ 出店場所・位置につきましては、実行委員会で厳正な抽選の上、決定します。あらかじめご了承ください。

③ テント使用について

⇒ 飲食以外のブースについては、原則テント持込みをお願いします。  
テントの規格を1区画（コマ）あたり3.6m×3.6m以内とします。  
実行委員会で準備するテント使用も可能ですが、テント経費相当額7,000円を追加手数料で負担いただきますので、ご了承下さい。

④ インボイス（適格請求書）制度について

⇒ 本実行委員会で発行する領収証などについて、インボイス制度の対象外となりますので、ご留意下さい。

（飲食店、菓子など製造・加工品、農産物、特産品販売、キッチンカーなどの出店申込み）

第1条 飲食店などで出店申込みができるものは、日置市内に販売店舗を有し、申請日より直近の1か月間に常時営業（定休日は除く）しているものとする。ただし、営業者の住所が日置市内である移動販売車（以下、キッチンカー）については、出店申込みができるものとする。

（雑貨販売、ハンドメイド雑貨、フリーマーケットの出店申込み）

第2条 出店申込みができるものは、以下の内容に限るものとする。

○事業者 … 日置市内に販売店舗を有し、申請日より直近の1か月間に常時営業（定休日は除く）しているもの。

○個人 … 日置市内に住所を有しているもの。

・雑貨、ハンドメイド雑貨の販売

販売店舗で取り扱う雑貨、出店者で制作した雑貨など（飲食物は除く）の販売、ものづくりワークショップの開催。

・フリーマーケット

自宅で不要となった衣類や雑貨など中古品の販売。

- 2 同一ブースで複数の種類販売を行う場合、手数料の最も高い金額を負担すること。

（飲食などブース出店申込みにあたっての留意事項）

第3条 本イベントの趣旨に賛同し、以下①～③を実施し、イベント周知および店舗の周知を行うこと。

- ① SNSや店頭ポスターなどにより、イベント出店およびメニュー内容などの告知を行うこと。
- ② 店舗、キッチンカー、事業のPRチラシを作成し、出店ブースで配布。店舗等のPRを行うこと。
- ③ イベント主催者よりイベントおよび店舗紹介の要請があった場合、協力すること。

(2) 出店については、主たる業種であること。

(3) 宗教的な活動または政治的活動と認められないものであること。

(4) 出店において、飲食、農産物、特産品などの販売を行う場合は、通常、事業者で扱っている品物、飲食の販売に限る。ただし、主催者が認めた場合はこの限りでない。

2 前項にかかわらず主催者が認めた公共的団体などはこの限りでない。

3 出店希望者は、出店申込書を記載し、出店内容に応じた次の必要書類をあわせて提出すること。

・令和5年度第2回ひおきマルシェ出店申込書	…	別紙①
・営業許可証内容記載台紙	…	別紙②
・販売店舗の写真など添付台紙	…	別紙③
・営業許可申請書・営業届（新規，継続）	…	別紙④
・暴力団などの排除に関する誓約書兼同意書	…	別紙⑤

なお、提出書類の詳細については、「第2回ひおきマルシェ提出書類一覧」を確認のこと。

（出店の許可・不許可）

第4条 実行委員会は、出店申込書などの提出書類を基に審査を行い、出

店の許可または不許可を決定するとともに、その結果を出店申込み者に対し、通知するものとする。

2 応募多数の場合は、抽選の上、出店事業者を決定する。

(留意事項)

第5条 出店などにおいて次のことは認めない。

- (1) 第三者に対し、出店の権利を譲渡しまたは転貸すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された売店以外での立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 拡声器などを使用すること。
- (5) その他、イベント運営に支障があるような行為をすること。

(出店の取消など)

第6条 出店において前条に定める事項に違反する場合は、出店の取消または今後の出店禁止などの措置をとることができる。

(出店手数料)

第7条 出店者は、以下の定める金額を負担すること。

種類	手数料
飲食ブース（食事を調理・調理済の食事を提供する）	1 区画（コマ）10,000円／日
キッチンカー	1 台 4,000円／日
菓子など製造・加工品、農産物、特産品などブース	1 区画（コマ）3,000円／日
雑貨、ハンドメイド雑貨の販売、フリーマーケットなどブース	1 区画（コマ）2,000円／日
電気料 ※2口まで無料。 3口以上使用の場合	1口増える毎に 1,000円
水道料 ※飲食、製造・加工品、農産物、特産品、キッチンカーの出店より一律徴収	500円／日
臨時営業許可申請手数料	出店申込書の「臨時営業許可申請手数料」参照のこと
その他、追加で机・椅子などを使用 ※テント使用ブースについて、机・イス各2ずつ準備。	実費相当分を出店者で負担のこと

(手数料の支払い方法)

第8条 出店者は、出店手数料について、出店許可通知書を受け取り後、  
2週間以内にいずれかの方法で支払うこと。

- (1) 商工会伊集院本所へ持参。
- (2) 口座への払い込み。

**【振込先】**

さつま日置農業協同組合 伊集院支所 普通 0122698

ヒオキマルシエジツコウイインカイ

ジツコウイインチヨウ スズキ マサフミ